

申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分
外国法人用

この申告書確認表【留意事項】は、申告書確認表を御活用いただく際に留意すべき事項について取りまとめたものです。

項 目	No.	確 認 内 容	留 意 事 項
共通事項	1	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	2	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、寄附金の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。
	3	法人税関係特別措置の適用を受ける場合、適用額明細書を添付していますか（租特透明化法第3条参照）。	法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させるもの等の適用を受けるためには、適用額明細書の添付又は提出が必要となります。
	4	会社事業概況書（調査課所管法人用）を添付していますか。	調査課所管法人である外国法人が法人税確定申告書を提出する場合には、調査課所管法人用の会社事業概況書を添付することとなります。
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一の三・ 一の三次葉	5	法人税額及び地方法人税額の計算につき、内国法人用の「別表一」ではなく、外国法人用の「別表一の三」を使用していますか。 また、「恒久的施設の有無及びその種類」の欄の記載漏れはありませんか。	外国法人が確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合には、別表一の三を使用する必要があります。
	6	恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額を計算していますか。 また、欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除していますか。	恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を正しく区分していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	7	9欄又は20欄は、100円未満の額を切り捨てていませんか（1円単位まで記載します。）。	100円未満の額を切り捨てた場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	8	29欄及び41欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	9	地方法人税額の計算につき、別表一の三次葉の71欄及び72欄により計算していますか。 また、別表一の三の39欄の金額は、別表六の三の47欄の金額と一致していますか。	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	10	外国法人の資本金の額等の換算レートは、事業年度終了の日の電信売買相場の仲値を適用していますか。	資本金の額等の換算レートを正しく適用していない場合には、寄附金の損金不算入額、交際費等の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。
	11	当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている外国法人又は適用除外事業者（当事業年度開始の前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。	左記の外国法人であるにもかかわらず、軽減税率を適用している場合には、税額が過少となります。